

南建発 第314号
令和5年7月10日

南越前町環境審議会会長 様

南越前町長 岩倉 光弘



第2次南越前町環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、環境の保全に関する施策を推進するに当たり、貴審議会において調査・審議いただきたく、南越前町環境基本条例第21条第2項の規定により諮問します。

記

諮問の趣旨

本町の環境を取り巻く情勢は変化を続けており、それらに対し適切に対応することは町の責務であります。そのため、本町の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である現行の「南越前町環境基本計画」の全部を改め、新たに「第2次南越前町環境基本計画」を策定する必要があります。

また、現在、町内において風力発電事業者の建設計画が進捗していることや産業廃棄物処理事業者の進出といった町民にとって関心の高い課題が山積している状況にあります。

一方で、環境問題への対処については、従来の「環境を守る」ことにとどまらず、地域経済との結付きや持続可能な社会の形成に必須な課題として考えています。これらの様々な課題に対し、包括的に対処するための環境施策を講ずる必要があります。

さらに、昨今、国が強力に推進している地球温暖化の対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保等に対し、町としてどのように対応・実行していくべきかを定める必要があります。

全ての町民が美しい環境の中で健康で文化的な生活を実現し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくためにご審議をお願いします。